様式第8号(第9条関係)

工事計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 不良住宅の概要 | 所在地　　大石田町  　建築年　　　　　　　年　・　建築年不明  　延床面積　　　　　　　平方メートル  　構造・階数　　　木造　・　鉄骨造　　　階 |
| 2 | 予定工期 | 年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 3 | 工事施工者 | 住所：  　商号：  　代表者名：  　許可番号：　□建設業許可  　　　　　　　　□国土交通大臣・□山形県知事  　　　　　　　　(　－　)第　　　号(　　　　　　工事業）  　担当者名：  　電話番号： |
| 4 | 補助対象経費及び補助金交付申請額の算定根拠(消費税及び地方消費税相当額を含む。) | ①　建築物の除却工事費(解体・運搬・処分)  　　　工事見積額　　　　　　　　＝　　　　　　　　　円・・・a  　②　国交省が定める標準建設費等の除却工事費  　　　国交省除却工事単価×不良住宅延床面積  　　　　　　　　円　×　　　㎡　＝　　　　　　　　　円・・・b  　③　補助対象経費  　　　aとbのいずれか小さい額　　＝　　　　　　　　　円・・・c  　④　補助金額  　　　補助対象経費の8/10  　　　③　　　　　　　円×8/10　＝　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　　　(千円未満切り捨て)  　補助金額(限度額500,000円)　　　　　　　　　　　円 |

備考

　1　建築物の除却工事費とは、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

　　(1)　建築物の解体に要する工事費

　　(2)　建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

　　(3)　周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

　　(4)　前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費

　2　家財道具、車両、機械、立木等の処分費用は、補助対象経費としない。